

JR ホテルクレメント徳島「宿泊約款」

JR ホテルクレメント徳島に宿泊される際の約款です。ご利用になる前に必ずご一読ください。

(適用範囲)

第1条 JR ホテルクレメント徳島（以下「当ホテル」という。）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出て頂きます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。

ただし、当ホテルが承諾をしなかった事を証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金支払い免除の特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行

為をするおそれがあると認められるとき。

- (4) 宿泊しようとする者が、当ホテルおよび当ホテル職員等（以下「当ホテル職員等」という。）に暴行、脅迫、恐喝等暴力的要求行為、その他威圧的な不当要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、かつて当ホテルにおいて、第3号または第4号のいずれかに該当する行為をしたことがあるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、または暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。
 - ロ 暴力団、暴力団員または暴力団員等が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員、暴力団員等に該当する者がいるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (10) 宿泊しようとする者が第8条第1項第1号および第2号を告げないとき。

（宿泊客の契約解除権）

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当って、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡しないで宿泊当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当ホテルの契約解除権）

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。または同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団員等または暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。
 - ロ 暴力団、暴力団員、暴力団員等が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員、暴力団員等に該当する者がいるとき。
- (3) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (4) 宿泊に関し、当ホテル職員等に暴行、脅迫、恐喝等暴力的要求行為、その他威圧的な不当要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(6) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(7) 寝室で寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他ホテルに定める利用規則の禁止行為（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業

(2) 日本国内に住居を有しない外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日（登録の際に、旅券等をコピーさせていただきます。）

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌12時（正午）までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 午後3時までは、室料金の 30%

(2) 午後6時までは、室料金の 50%

(3) 午後6時以降は、1泊料金

(利用規則の厳守)

第10条 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は別表第3に掲げるとおりとします。

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及び算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊約款及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当ホテルは、消防機関から「防火・防災優良認定証」を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供が出来ないときの取扱)

第14条 当ホテルで、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 2 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

(寄託物の取扱)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、賠償額は旅館賠償責任保険の範囲内とします。

(宿泊客の手荷物又は携行品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられた場合は、原則として、発見日を含めた最長7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

附則

この約款は、平成5年7月2日から施行する。

附則

この約款は、平成19年7月2日から施行する。

附則

この約款は、平成24年8月20日から施行する。

附則

この約款は、令和2年3月1日から施行する。

別表第1 宿泊料金の算出方法 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 容
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 (室料又は室料+朝食料) ② サービス料 (①×10%)
	追加料金	③ 飲食料又は追加飲食(朝食以外の飲食料)及びその他の 利用料金 ④ サービス料 (③×10%)
	税金	消費税

*備考 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。

別表第2 違約金 (第6条第2項関係)

契約解除の通知を 受けた日		不泊	当日	前日	9日前	20日前
一般	14名まで	100%	80%	20%		
	15名~99名	100%	80%	20%	10%	
団体	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

*備考 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

- 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
- 3 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には、切り上げる)にあたる人数については、違約金は、いたしません。

別表第3 施設の営業時間 (第11条第1項関係)

フロア	業 態	店 名	営 業 時 間
1 階	レストラン	ダイニングカフェ クレメント	06:30~21:30
6 階	日本料理	藍 彩	11:30~14:30 17:00~21:30
18 階	バー	煌(きらめき)	18:00~24:00
フ ロ ン ト			24時間

*備考 上記営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。
その場合には適当な方法をもってお知らせします。